【法務省】

登記・供託関係

(1)登記

【定員純減に向けた検討の方向】

平成 22 年度末の登記特別会計の一般会計への統合に向けて、真に必要な業務にスリム化し、そのために必要な要員規模に縮減すること。その際、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。また、スリム化に当たっては、オンライン申請の普及率が上がるよう、システムの改良を含め所要の検討を行うこと。

【現時点における検討結果】

(結論)

登記事務は,全国的に統一された基本ルールに従い,正確かつ迅速に遂行すべき事務であり,国自らが企画立案から管理執行までを一貫して担う必要のある事務である。

とりわけ、登記事務のうち、不動産登記、商業法人登記等の甲号事務(登記申請等事 件処理)、地図整備関係事務及び筆界特定事務は、いずれも真に国家公務員をもって充 てるべき事務であるから、これを非公務員型独立行政法人によって行うことができない ことはもとより、国家公務員たる法務事務官以外の者に行わせることはできない。

また,乙号事務(登記事項証明書等の交付及び閲覧事務)は,登記の内容を公示する 事務であり,経済取引の安全と円滑にとって不可欠なものであるところ,証明作用の主 体は登記情報を管理する登記官である必要があるものの,証明書等の請求書の受付,証 明書の作成・交付等の事務の主体としては,必要な専門知識を有する者であれば,国家 公務員でなくとも担当可能である。

(理由)

1 登記事務のうち,不動産登記,商業法人登記等の甲号事務(登記申請等事件処理), 地図整備関係事務及び筆界特定事務は,いずれも資本主義経済の基礎をなす私有財産 制を支える重要なインフラであり,しかも,私人の権利義務の存否・消長に多大な影響を与える権力的なものであって,厳正・公平・中立に,全国統一的に行うことが必要な事務であるから,国が自ら主体となって直接実施する必要がある。

不動産登記は,国民の最も基本的かつ重要な財産である不動産について,その物理的現況と権利関係を明確にして取引の安全を図る制度であり,また,商業法人登記は,権利義務の主体となる会社・法人を創設し,その組織と業務内容を明らかにして,経済秩序を維持するものである。このように,登記は,不動産や法人を法的に管理し,取引や経済活動の基盤を形成し,金融や不

動産取引の円滑な運営を支えるとともに,徴税や各種の国家政策の基盤となっているものであり,その管理及び運営は,国が自ら行う必要がある。

しかも,我が国の登記制度は,英米法系の国において行われているファイリングシステムとは 異なり,一定の方法で内容の真実性を確保する工夫がされており,このような登記制度に対する 信頼があってはじめて,我が国社会において土地建物の円滑かつ安全な取引や様々な社会経済活 動が可能となっている。登記制度に対するこのような信頼は,登記官という国家機関が,独立の 地位を与えられ,準司法的な手続で全国一律の基準により一元的に制度を運営しているからこそ 得られるものである。

登記の審査事務は,不動産登記にあっては,原則として,権利を失う登記義務者と,権利を取得する登記権利者という利害の相反する両当事者からの申請に基いて,具体的な物権変動の成否を,登記簿の記載並びに申請書及び添付書面に基づき,民法,不動産登記法,民事執行法,国税徴収法等の実体法・手続法に照らして判断した上で,当事者間の権利関係を一応確定し,これを公示するという準司法的な作用を行うものである。また,登記権利者からの単独申請による登記も認められているが,例えば,相続登記のように登記義務者が亡くなっている場合には,相続人の確定や遺言内容の判断などの権利関係の確定に慎重な判断を要し,裁判所や税務署からの差押えの登記の嘱託についても,物件の自由な処分を制限し,優先権を確保するものとして,嘱託内容の適否について必要な審査を行った上で,これを公示するという準司法的な作用を行うものである。さらに,商業法人登記にあっても,登記申請のあった事項について,商法や他の法人関係法(民法,中間法人法,NPO法,宗教法人法等)所定の手続が履践されたかどうかを添付書類に基づいて審査した上で,これを一応確定し,設立や合併などの組織法的な行為については登記によってその効力を生ぜしめ,これを公示するという準司法的な作用を行うものである。

登記官は,登録免許税の徴収事務を直接行っており,登記の審査事務において,土地建物について課税標準額を認定する(土地の分筆や建物の新築又は公有財産の譲与の際には,固定資産評価額が定められておらず,登記官が課税標準額を自ら認定しなければならない。)ほか,租税特別措置法の適用の有無について,個別の事案ごとに判断し,税額を確定するという行為を行っており,その業務は,公権力の行使そのものである。

我が国では,不動産登記制度とは別に,課税対象物件と対象者を掌握するための土地台帳・家屋台帳の制度が存在したが,戦後の税制の大改革に伴い,これらの制度が廃止されて,不動産登記制度に一本化され,課税対象物件等の把握は,登記を基礎として行うこととされた。登記所は,不動産の表示に関する登記,所有権等の権利の登記,登記名義人の変更の登記等をした場合には,その旨を市町村長に通知する(地方税法第382条)こととされ,その結果が土地・家屋課税台帳に反映され,固定資産税が賦課される。また,法人を設立した場合には,設立後2か月以内に納税地の所轄税務署長にその設立に係る登記事項証明書を添付して設立の届出をしなければならないとされている。さらに,国税についても,不動産の権利変動等があったときは,所得税法の規定に基づき登記所から税務署に異動情報を通知するなど,極めて密接な関係を有している。このように,登記は,固定資産税や法人税等の課税の基礎となっているが,これは,不動産の

表示の登記において登記官の職権による登記や実地調査権が認められていることに代表されるように,登記された事項が真実であることの裏付けがあることによるものである。

国民に登記申請を義務付けている不動産の表示に関する登記とは異なり,登記の申請が義務とされるものではない所有権移転登記のような権利に関する登記に関しても,代金の支払は登記手続に必要な書類と引換えに行われ,抵当権の登記が完了してから融資が実行されるなどの経済取引・金融取引が慣行となっているが,これは,130年の歴史を有する登記制度に対する社会全体の信頼がその根底に存するからにほかならない。誤って登記を受理したり,適法な申請を不受理にするような事態が生じた場合には,直ちに関係者に多大な損害を及ぼすとともに,登記制度に対する信頼を失わせることとなり,経済社会に大きな影響を与えることになる。

以上のとおり、登記事務は、資本主義経済の基礎をなす私有財産制度を支える重要なインフラであり、しかも、私人の権利関係の存否・消長に多大な影響を与える権力的なものであって、厳正・公平・中立に、全国統一的に行うことが必要な事務であるから、民間開放はもとより、独立行政法人化することもできないものであり、今後も、国自らが主体となって直接実施する必要がある。

登記所備付地図の整備及び筆界特定制度は,国の責任において行うべき事務である。

登記された各筆の土地の位置,形状及び筆界を示す正確な地図(登記所備付地図)は,世界測地系に則した座標値を持ち,個別の土地所有者の権利の範囲を確定する上で重要かつ有用なものであるが,全国的には全体の約半数にも満たない整備状況にある。特に,都市部においては,国土調査が進捗していないため,登記所においては旧土地台帳附属地図(いわゆる公図)を備え付けているが,概して正確性に劣るため,都市再開発などの際には個々の土地の範囲を逐一確定する必要が生じる。また,中には,公図と現況とが大幅に食い違ういわゆる地図混乱地域が存在し,土地の正しい位置を確定することができなかったり,分筆や地積更正の登記ができないために,土地取引の阻害要因となっている。

そこで,平成16年以降,特に都市部の地図の整備を図るため,法務省と国土交通省とが連携し,「平成地籍整備」を進めている。登記所においては,都市部の地図混乱地域について土地家屋調査士の協力を得て登記所備付地図の作成作業を行っているほか,筆界特定制度を創設し,境界紛争を解決し,これを地図に反映させることとしている。また,都市部において市区町が行う国土調査についても,境界の確認が困難な場面について登記所職員が関与し,当事者の納得を得て正確な地図を作成する方策を講じている。

なお,筆界特定制度は,土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り,筆界をめぐる紛争の早期解決に資するため,平成18年1月から運用されている。これは,登記官の中から指定された筆界特定登記官が,土地の所有者の申請により,外部の専門家(筆界調査委員)の意見を踏まえて,土地の筆界を現地において特定し,その結果を登記及び地図に反映させる制度であり,既に全国で相当数の申請がされている。

これらの地図整備のための事務及び筆界特定に関する事務は,その性質上職権をもって厳正・ 公平に遂行すべき事務であることはもとより,登記事務を国が自ら行っているからこそ,土地所 有者等の理解を得つつ,適正円滑に遂行することができるものであり,独立行政法人がこれを行 うことは困難である。

2 登記事務は,国が企画立案から管理執行までを一貫して担うべき事務である。

登記事務は,国民の重要な財産である土地建物の権利関係や会社法人の法律関係を一応確定し,これを保全し,さらには公証する事務として,経済活動の基礎をなしているため,国の重要な政策課題の実現に当たって,その企画立案部門と連携を図りながら,制度を改正し,あるいは運用することが必要となる。例えば,不動産登記制度は,区分建物の法制や不動産担保法制などの民事基本法や,農地法,土地区画整理法などの土地関係法令と密接な関連を有し,法令の改正のみならず,実務の運用においても,国の府省,地方自治体,関係団体との緊密な連絡調整が不可欠である。また,商業法人登記制度についても,極めて頻繁に行われる会社法制や法人法制に関する法改正に対応するとともに,登記実務の観点を法令の改正に反映させる必要がある。

したがって,登記を基礎とする重要な政策の企画立案に当たっては,このような政策の実施の 観点から登記手続の改正を企画立案し,また,実体法の制度を企画立案する場合にも常に登記制度との連携を踏まえる必要がある。このため,民事基本法制及び登記制度の企画立案に当たる法務省民事局と,登記事務の執行に当たる法務局の現場とは常に緊密に連携を図っており,具体的には,民事局から運用について通知・通達を発出するに当たり,現場からのフィードバックを受けつつ,常に適切な運用が図られるようにするとともに,現場のニーズを法令の改正にも反映させることとしている。

このように,政策の企画立案とその実施との間における一体となった行政活動を維持することができる組織体制が不可欠であり,これまでも債権譲渡登記制度,成年後見登記制度及び動産譲渡登記制度のように社会経済構造や金融取引等の変化に対応した登記制度を創設し,運用してきたところであるが,さらに,今後行われる構造改革に伴う重要な政策課題を円滑に実施していくためにも,企画立案と実施の一層緊密な連携が必要となる。

3 独任制の機関として能力を発揮し得る登記官を養成するためには、法務局及び地方法務局が所掌する登記、戸籍、国籍、供託、訟務、人権擁護等の民事法務行政として一体的に遂行されている事務に法務事務官を従事させ、実務経験を積ませることにより、民事基本法をはじめとする法律知識を修得させるとともに、民事法務行政全般にわたる事務処理能力を涵養することが必要であるから、将来の登記官候補である登記官を補助する職員もまた、これらの法律知識及び実務経験を有する国家公務員たる法務事務官である必要がある。

法務局及び地方法務局では、登記を軸としながら、他の戸籍・国籍・供託、訟務、人権擁護など民事法務に関する総合的な知識経験を有する職員を養成しつつ、組織管理及び人事管理が行われており、このような幅広い法律的知識を有する職員が法律に基づき正確かつ公正に国民の権利保全のための事務に当たることにより、国民の期待と信頼に応える組織体制を築いている。

このため,登記官を補助する職員を国家公務員以外の者とした場合には,組織の弱体化を招き, その運営も非効率となるばかりでなく,登記行政に対する国民の高い信頼を損なうおそれがある。

4 登記官を補助する職員の行う事務は,登記官の権限と責任の下に行われる事務であり,登記官が行う行政行為ないし行政処分と不可分一体の事務であるから,これを切り分け,一部を国家公務員以外の者に行わせることはできない

登記の受付,調査,記入,校合,登記識別情報の交付及び各種の通知の事務は,連続性を持って行われる一連の事務であり,その一部の過程を外部委託するなどした場合には,機動的又は重点的な要員配置や事務処理が困難となり,事務処理効率を低下させる。

(1) 登記申請等の受付

登記申請等の受付事務は,登記の申請を受領し,受付番号の付与や受付に係る情報の登記 情報システムへの入力等を行う事務である。

物権は物に対する排他的な権利であり、同一の不動産を目的とする数個の権利がある場合には、これらの権利相互間の優先劣後の関係を決定する何らかの基準を定める必要がある。また、不動産の権利に関する登記に代表されるように、物権変動は登記によって対抗要件を備えるものであるが、その権利の順位は登記の先後(申請の受付順位)により定まるから、受付事務は極めて重要であり、これが適正迅速に、かつ、厳正・中立・公平に行われなければ、登記制度に対する信頼を損なうことになる。特に、受付番号の付与に当たっては、買戻特約付の所有権移転登記のように同順位の受付番号を付さなければならない場合や、前所有者の設定した抵当権抹消登記、所有権移転登記及び新たな抵当権設定登記の連件処理(一部が受理できないときは全部を取り下げる予定のもの)が必要な場合には、所要の対応が求められ、また、商業法人登記については電子認証登記所への通知の要否の判断が求められることなどから、登記に関する知識を有する職員が行う必要がある。

(2)調査事務

調査事務は、不動産登記にあっては、権利を失う登記義務者と権利を取得する登記権利者という利害が相反する両当事者からの申請に基づき、具体的な物権変動の成否について、登記簿の記載並びに申請書及びその添付書面(委任状、契約書など)に基づき、民法、不動産登記法、民事執行法等の実体法・手続法に照らして判断した上で、当事者間の権利関係を一応確定し、これを公示するという準司法的な作用である。また、登記権利者からの単独申請による登記についても、相続登記のように登記義務者が亡くなっている場合には、相続人の確定や遺言内容の判断などの権利関係の確定に慎重な判断を要し、裁判所や税務署からの差押えの登記の嘱託についても、物件の自由な処分を制限し、優先権を確保するものとして、嘱託内容の適否について必要な審査を行った上で、これを公示するという準司法的な作用を行うものである。

さらに、商業法人登記にあっても、登記申請のあった事項について、商法や他の法人関係

法(民法,中間法人法,NPO法,宗教法人法等)所定の手続が履践されたかどうかを添付書類に基づいて審査した上で,これを一応確定し,公示するという準司法的な作用を行うものである。

加えて,審査に際しては,登録免許税額の認定及び徴収という公権力の行使を伴う業務で ある。

したがって,調査事務は,登記事務の中心となる本質的な事務であり,厳正・中立・公平 に行われなければならないことから,国家公務員を充てて行うべき事務である。

(3)実地調査事務

実地調査事務は,不動産の表示に関する登記の申請について,調査対象不動産の所在地に 赴き,不動産の物理的現況等を実地に調査するものである。例えば,新築建物の表示登記に あっては、建物性(屋根・周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であっ て、その目的とする用途に供しうる状態にあること)及び所有者の認定を行うほか、建物の 種類,構造,床面積,附属建物の有無等を調査する必要がある(これにより登記の可否・内 容が決まるほか,固定資産税の課税に反映される。)。また,土地の地目(用途上の種類) の変更登記にあっては、地目の認定(これにより、農地法の適用の有無、ひいては売買が可 能かどうかが決まり,また,固定資産税の課税にも影響を及ぼす。)を,土地の分筆登記及 び地積更正登記にあっては , 必要に応じトータルステーションやGPSなどの測量機器を用 いて、分筆において創設する筆界又は地積更正の対象となる土地の筆界の現地における位置 の認定及びその面積等の調査(これにより土地の位置・面積が定まり,固定資産税の課税に も影響を与えるほか,公法上の筆界を確定することになる。)をそれぞれ行うものである。 このように,実地調査については,法律的な知識に加え,表示に関する登記についての専 門的な知識経験が必要である。また,登記官の有する実地調査権には,文書等の提示を求め 又は質問を発することが認められており,実地調査を拒んだり,妨害したり,忌避したりし た者は罰金刑に処されることとされているなど、公権力性の強い事務である。

このように,実地調査事務は,徴税の基礎となる表示の登記のための重要な判断作用であり,公権力の行使そのものであるから,国家公務員を充てて行うべき事務である。

(4)記入事務

記入事務は,登記の申請を受けて,登記情報として公開すべき事項を登記簿(登記情報システム)に入力する事務であり,まさに登記そのものを行う事務である。この事務は,多種多様な登記申請の内容を,調査事務における調査結果を踏まえて,どのような形式で登記簿に表示すべきか(どの範囲の登記情報を抹消すべきかを含む。)を,迅速かつ正確に判断して行わなければならず,登記に関する専門的な知識が必要不可欠な事務である。また,登記された内容に誤りがあった場合には,申請人等に多大な損害を与える場合があり,記入の誤りは許されない。

そのため,記入事務は,国家公務員を充てて行うべき事務である。

(5)校合事務

校合事務は、登記の申請の受理・不受理について最終的な法的審査をする(その内容は、調査の対象範囲と同一である。)とともに、登記簿に記録すべき登記事項の適否を審査し、登記を最終的に実行する(登記簿に登記事項を記録し、公示する)ものである。また、一定の範囲の親族が登記の申請人であるときは、当該登記官は当該登記をすることができないといった除斥の規定が設けられており、公正さが厳格に求められている。さらに、不動産登記については、登記の実行の際に登記権利者のみが所持することとなる登記識別情報の作成指示を行う必要もある。また、登記情報がインターネットに直結するようになった現在においては、誤った登記も校合処理後直ちに閲覧可能な状態に置かれることとなるものであり、極めて慎重な処理が求められる。このように、校合事務は、申請された登記の内容を国が管理する登記簿に公示する否かを判断する行為であり、まさに登記事務の根幹の事務であるから、国家公務員を充てて行うべき事務である。

(6)登記識別情報の交付事務

登記識別情報に関する事務は、従前の登記済証(いわゆる権利証)に代わるものとして導入された登記識別情報(登記名義人が登記の申請をする場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号であり、登記名義人となった際に付与されるもの)について、その失効及び有効性の確認に応えるための証明を行う事務であるが、登記識別情報そのものが極めて秘匿性の高いものであるから、登記官に安全確保義務が課されており(不動産登記法第123条)、また、登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした罪が新設され(同法第131条)、さらに、不正に登記識別情報を取得等した者に対しては刑罰が課されることになっている(同法第133条)。

したがって、登記識別情報に関する事務は、国家公務員を充てて行う必要がある。

また,登記識別情報の交付事務は,校合において作成された登記識別情報について,その 受領権限及び本人確認を行った上で,交付する事務である。登記識別情報は,次回の登記申 請において本人確認の資料として用いられる極めて重要で,かつ,秘匿性の極めて高い情報 であるから,これが受領権限のない者に交付された場合には,不正な登記申請に悪用される 危険性が生じ,登記に対する信頼を著しく損なうこととなるから,登記識別情報の交付事務 は,国家公務員を充てて行うべき事務である。

(7)各種通知の作成,発送事務

各種通知の作成・発送事務については , 所有権移転等の登記をした場合に地方税法の規定により登記完了の旨を市区町村長に通知する事務は ,市区町村における固定資産税の賦課 , 徴収事務の基礎となり , 差押え等の登記をした場合に裁判所に通知する事務は ,民事執行・民事保全手続といった司法手続の一環に組み込まれており , 登記け怠等が判明した場合に裁判所に通知する事務は ,過料の裁判の開始について裁判所の職権発動を促すものであり ,いずれも ,登記事務に密接に関連するとともに ,誤りがあってはならないものである。したがって ,各種通知の作成・発送事務は ,国家公務員を充てて行うべき事務である。また ,通知の作成・発送事務は ,一連の事務手続の中で行われるものであり ,その中の一部のみを切り出すことも困難である。

(8)登記申請書等の整理事務

登記申請書等の整理事務は,登記処理の完了した申請書及びその添付書面等を整理し,一定期間保管する事務であるが,これらの書類には,個人の印鑑証明書や戸籍事項証明書,売買契約・金銭消費貸借契約等の各種契約書,取締役会議事録など秘匿性の高い情報が含まれている(登記申請書及びその添付書類の閲覧は利害関係のある者にしか認められていない。)ことから,その保管・管理は,厳重に行う必要がある。また,その整理においては,登録免許税の納付に用いられた印紙の消印,はぎ取り等の再確認も行っている。

したがって,申請書等の整理事務は,国家公務員を充てて行うべき事務である。加えて, この事務は,登記の事務処理の一連の事務の一部として行われ,登記申請の処理状況とも連動している事務であるため,その他の事務と切り離すことも困難である。なお,編てつなどの単純な整理作業については,主に非常勤職員が行っている。

(9)電子認証事務

電子認証事務は、電子取引・電子申請において、登記所が発行する会社法人の印鑑証明書及び資格証明書に代わる制度として、会社法人の登記情報に基づいて電子証明書を発行する事務であるが、代表者の資格が制限されている場合には電子証明書を発行できないなど、商業法人登記に関する専門的知識が必要不可欠であり、登記情報を保管する登記官の権限と責任の下に、認証権限を有する国家公務員によって行う必要がある。

5 大量の登記申請等事件が提出される登記所にあっては,登記官だけが単独で,適正迅速に法定された登記事務手続のすべてを行うことは困難であり,組織的な対応をした方が事務処理上も効率的であるから,登記官を補助する職員を配置する必要があるが,登記事務の性質上,登記官を補助する職員もまた,法律知識を有する国家公務員たる法務事務官である必要がある。

登記制度を運用する国家機関を登記所と称しているが(不動産登記法第6条,商業登記法第1条の3ほか),登記所における事務は,法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官で,法務局又は地方法務局の長が指定した者が登記官として,これを取り扱うとされている。

登記官は,登記所の規模(事務量)に応じて一人ないし数人が置かれており,自己の権限と責任において登記に関する行政行為又は行政処分をする行政庁として,個々の登記申請についてその内容を審査し,その受理又は却下を決定する権限を有し,その職務権限は独立性を有するものとされ,自己の判断と責任において登記事務を独立して行うとともに、登記簿等の保管管理の責任をも有している。

このため,大量の登記事件を抱える登記所においては,登記所に勤務する法務事務官の全てを 登記官に指定することも理論上可能であるが,行政組織として,登記行政を継続的,安定的に, しかも適正・円滑に遂行していくためには,後継の登記官を育成・養成していく必要がある。 また,登記の具体的な事務処理過程は,受付,調査,記入,最終審査(校合)及び登記識別情報の作成・交付という順序で行われ,最終的には登記完了後の登記事項証明書等の発行,各種統計,手数料の計算等の事務処理も行っているが,これらの一連の事務処理を個々の登記官が単独ですべて処理することは実際上も困難である。

そこで,各登記官の下に,数名の登記官を補助する職員としての登記調査官又は登記専門職を配置し,これらの一連の事務の一部を担当させているものである。これらの登記官を補助する職員の行う行政行為もまた,登記官の権限と責任の下に行われている事務であるから,これらに従事する職員もまた,登記に関する法律知識を有する法務事務官である必要がある。

なお,登記官は,その職務遂行の公正かつ厳正を期する必要があり,恣意的な事務処理の防止を図り,かつ登記の信頼性を保持するよう法的な措置が講じられており,登記官と一定の身分関係がある者が登記の申請人であるときは,その登記官の職務執行が制限されるという,裁判官と同様の除斥に関する制度が設けられている(不動産登記法第10条,商業登記法第5条など)。

6 登記は,対抗要件を付与する権能を有するなど重要な制度であり,違法な申請を 受理し,又は適式な申請を却下すること及び誤った公示がされることは許されない ものであるから,登記官にはより慎重で正確な法的判断が要求される。思い込み, 勘違い,見落としなどによる過誤や法令の解釈適用に関する過誤を生じさせないた めには,法律知識及び実務経験を有する複数の職員によるダブルチェックが必要不 可欠である。

登記は,不動産の権利に関する登記に代表される 対抗力(不動産に関する物権の得喪及び変 更は不動産登記法の定めるところに従ってその登記をしないと ,これをもって第三者に対抗する ことができないとされている効力(民法第177条)), 権利推定力(登記にはその記載事項が 真正である ,すなわち記載どおりの実体的権利関係が真実に存在するという推定を生ぜしめる効 力), 形式的確定力(登記が存在する以上,その登記が有効であるか無効であるかを問わず, その後の登記手続上はこれを無視して手続をすることができない効力)を有しており,また,商 業法人登記については, 公示力(登記をしなければ善意の第三者に対抗できない効力及び登記 すれば原則として第三者に対抗できる効力(登記すれば登記事項につき第三者に悪意を擬制する 効力)), 公信力(故意又は過失により不実の登記をした者は善意の第三者に対して不実である ことを対抗できない効力), 形成力(登記を経ることが実体上の法律関係の成立要件となって いる登記について,実体上の法律効果を発生させる効力), 対抗力(不動産登記における対抗 力と同様), 補完的効力(登記を経ることにより,又は登記後一定期間経過することにより, 法律関係の瑕疵が治癒され有効なものとなって,これを争うことができなくなる効力), 免責 的効力(登記を経ることにより ,又は一定期間経過することにより ,一定の者の責任が解除され , 免責される効力)、 推定力(不動産登記における権利推定力と同様)などの効力を有する重要 な制度であって,誤った登記及び誤った公示がされることが許されないものである。

仮に,登記官の過誤により誤った登記を現出させた場合,これを信頼して取引関係に入る第三者が登場してくることとなり,また,適式な申請を誤って却下することも,当事者に対し,重大

な不利益を及ぼすことになる。したがって,誤った事務処理をした登記官に過失があった場合には,国家賠償の対象となるものであり,登記官には慎重で正確な法律的判断が求められている。したがって,登記官による登記の実行に際しては,思い込み,勘違い,見落としなどによる過誤や法令の解釈適用に関する過誤を生じさせないために,法律知識及び実務経験を有する複数の職員によるダブルチェックが必要不可欠である。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる 業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

【現時点における検討結果】

(結論)

- 1 登記の乙号事務のうち,登記情報システム及び地図情報システムによって作成される登記事項証明書,印鑑証明書等及び地図等の写しの請求の受付,作成(端末操作),交付,手数料の徴収,関連する窓口対応等の事務について,市場化テストを実施し,包括的に民間委託する方向で検討する。
- 2 登記の相談事務についても、民間委託を行う登記所を拡大することについて検討する。

(理由)

1 乙号事務のうち,登記事項証明書等の作成(登記簿等の謄写,登記事項証明書等の作成端末機器への入力)作業部分については,作業量を勘案して一部の登記所において民間委託を実施しているところである。

この乙号事務については,証明行為そのものは,登記情報を管理する登記官の名で行う必要があるものの,登記情報システム及び地図情報システムによって作成する登記事項証明書,印鑑証明書及び地図等の写しに係る請求の受付,作成(端末操作),交付,手数料の徴収,関連する窓口対応等の事務について,登記情報システム及び地図情報システムの展開に応じて,市場化テストを実施し,包括的に民間委託する方向で検討する。

ただし、乙号事務の停滞は国民生活や社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすものであり、確実に実施される必要があること、 乙号事務の中には、閉鎖された登記簿や地図、図面についてコピーを作成し、又はその原本を登記所内で閲覧に供する制度があり、これらの事務も適正に処理される必要があること、 図面以外の登記簿の附属書類(申請書、委任状、印鑑証明書、登記原因証明情報など)の閲覧は利害関係を有する者に限られており、その許否を個別に判断する必要があること、 証明書等の記載内容について利用者の求めに応じて説明する必要があること、 住居表示と地番の関係を理解して、求められている証明書等を正しく交付する必要があること、などの点に特に留意する必要がある。

このため,乙号事務の包括的民間委託の実現可能性やその範囲,委託した場合の具体的な問題点等を把握・検証するため,平成18年度において,一部の登記所の乙号事務の包括的民間委託について試行を行った上で,平成19年度以降に登記情報シス

テム及び地図情報システムが導入されている一部の登記所について、いわゆる市場化 テスト法に基づく競争入札を実施するという試行を行うこととし、その試行結果を踏 まえて、地図情報システムの全国展開に合わせて、市場化テストの実施を順次全国の 登記所に拡大していくことを検討することとしたい。

なお,平成18年度の定員上,専ら乙号事務に従事する職員は,1,181人であるが,仮に,専ら乙号事務に従事する職員を配置している全国の登記所において,民間委託がされた場合には,この専ら乙号事務に従事している職員を順次削減することが可能になる。

この場合には,現行の定員合理化計画上,平成18年度から平成21年度までの4年間に,登記特別会計所属の平成17年度末定員9,982人の10.16%に当たる1,014人の合理化減が予定され,平成18年度に実施予定の合理化減の252人を差し引くと,平成19年度以降の3年間で約760人の合理化減が予定されていることから,これを差し引くと,約420人の削減が可能になると試算される。

なお ,乙号事務の民間委託が可能な登記所の数又は委託することができる業務の範囲いかんによっては ,上記の乙号事務に従事する職員の一部を引き続き配置する必要があり , 現時点では , 不確定で流動的な要素がある。

また,一方で,政府の重要方針である登記所備付地図の作成作業及び筆界特定事務のために所要の要員を確保する必要があることから,現時点で,職員の純減数を計上することは困難である。

法務局の登記従事職員の定員は,事件数が高水準を維持している中で平成10年度以降純減が続いており,平成18年度までの9年間に,平成9年度末定員(10,117人)の11.6%に当たる1,178人を純減しているところであり,とりわけ平成14年度以降の5年間には,平成13年度末定員(9,840人)の9.2%に当たる901人(1年当たり約180人)の純減を行ってきたところである。さらに,平成17年度末定員(9,164人)の11.1%に当たる1,014人の定員合理化を行わなければならないこととされており,これまでのように,登記事務のコンピュータ化及び登記所の統廃合等による事務の合理化・効率化によって対応することも既に限界になっている。

2 登記事務のうち相談事務については、その需要を勘案して一部の登記所で、登記 に関する一般的・定型的な相談について、民間委託を行っているが、民間委託を行う 登記所を拡大することについて検討する。

ただし,相談事務のうち,実体法や手続法の解釈に係るもの(例えば,ある種の種類株式や新株予約権の発行の登記の可否,会社分割と合併とを組み合わせた組織再編

行為の可否を問うものや,新会社法の解釈を問うものなど)又は複雑・困難な事案について登記申請の受理・却下の判断を事前に示す形で行われている相談については, 国家機関である登記官又はその補助職員である国家公務員をもって充てる必要があり,これを民間委託の対象とすることはできない。

一般的・定型的な相談について,全国の官署についてもれなく民間委託を実施することは,小規模な登記所においては,費用対効果の面では疑問がある。また,全国の官署においてもれなく民間委託を実施することができた場合の人的節減効果についても,ほとんど生じないと思われる(現在,相談業務の民間委託を実施していない登記所は,小規模な登記所であり,一般的・定型的な相談については,調査事務や乙号事務に従事する職員が随時対応しているにすぎない。)。

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

【現時点における検討結果】

(結論)

組織の減量・効率化の観点から,現行の登記所適正配置基準に則り,平成19年度以 降,法務局及び地方法務局の支局及び出張所(登記所)約120庁の統廃合を実施する。

(理由)

現行の登記所適正配置基準(年間登記申請事件数 1 万 5 , 0 0 0 0 件未満又は隣接する登記所までの所要時間が概ね 3 0 分以内のものを統合し,広域市町村圏を基本として設定した各登記行政サービス圏に 1 個の登記所を置く。) に則り,平成 1 8 年度には約 3 0 庁の統廃合を予定しているところであり,引き続き平成 1 9 年度以降に,この廃止基準に該当する 1 2 0 庁程度の統廃合を実施する。

仮に,上記の120庁の統廃合がすべて実施できた場合には,57人の職員を縮減することが可能であると試算される。

定員合理化計画により、平成18年度に実施予定の30庁に係る定員合理化分を含んだ252人の削減を行う予定であり、また、平成19年度以降3年間で約760人の削減が予定されていることから、各年度の統廃合の実績に応じて、この合理化減に充当することになり、純減することはできない。

一方で,登記所を統合しても,事件数そのものが減るわけではない上,管轄面積の増大に伴い,表示に関する登記における実地調査にこれまで以上の時間,要員を要することとなり,迅速な事件処理に支障を生じかねないことから,そのために必要な要員を確保する必要がある。

なお,登記所の統廃合に当たっては,職員の執務室,利用者の待合室,書庫等のために,受入庁の庁舎整備を要する場合が多く,平成19年度以降に実施する120庁程度の統廃合に当たっても,庁舎の新営・増築,必要な敷地の取得等について,相当額の予算措置が必要となるとともに,計画的な施設整備を行う必要がある。

スリム化に当たっては,オンライン申請の普及率の上がるよう,システムの改良を 含め所要の検討を行うこと。

【現時点における検討結果】

(結論)

オンライン申請の普及率が上がるよう、引き続き検討を行う。

(理由)

登記申請等の手続については,本年度中に策定する「オンライン利用促進のための 行動計画」に則り,積極的に利用促進を図ることとしている。

加えて,登記申請等のオンライン利用を促進するための方策について,幅広く具体的な検討を行い,方針案の策定及び検証を行うため,法務副大臣を座長とするプロジェクトチームを発足させた。

構成員は,金融機関関係者,司法書士,土地家屋調査士,法律学者等の専門家,法 務省及び総務省等の関係部局とし, u - Japan戦略を踏まえ,登記申請等のオン ライン化の推進に関わる事項について幅広く検討することとし,平成18年度早期を 目途として,基本的な方針を取りまとめるとともに,モデル庁を選定し,実証的な検 証を行うこととしている。

仮に,オンラインによる登記申請制度の活用が,甲号事件について50%の申請率となった場合には,約350人の職員を縮減することが可能であると試算される(なお,乙号事務については,前記のとおり民間委託を行うことにより職員を縮減することしているが,これを行わずに,仮に乙号事件について50%のオンライン申請率となった場合には,約422人の職員を縮減することが可能であると試算される。)。

なお,定員合理化計画により平成18年度には252人の削減を行う予定であり, また,平成19年度以降3年間で約760人の定員合理化が予定されていることから, オンライン申請の普及に伴う人的節減効果については,これに充当することになり, これを上回らない限り純減することはできない。

(2)供託

【定員純減に向けた検討の方向】

真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非 公務員型独立行政法人化も含めて組織の在り方を検討すること。

【現時点における検討結果】

(結論)

供託事務は,全国的に統一された基本ルールに従って処理すべき事務であり,国自ら が企画立案から管理執行まで一貫して担う必要のある事務である。

このため,供託事務は,真に国家公務員をもって充てるべき事務であって,これを非公務員型独立行政法人によって行うことができないことはもとより,国家公務員たる法務事務官以外に行わせることはできない。

(理由)

1 供託の受理・不受理(却下)又は供託物の払渡請求の認可・不認可(却下)等の供託官の行為は,独立の行政機関の公権力の行使としてされる行政処分であるから,厳正・公平・中立に行われる必要があり,国が自ら主体となって全国統一的に直接実施する必要がある。

供託は,国の機関である供託所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の一部)に,金銭又は有価証券を預けて,その管理を委ね,終局的には供託所を通じてその金銭又は有価証券をある者に取得させることによって一定の法律上の目的を達成しようとする制度である。国が受託者として,巨額の現金・有価証券の寄託を受け(残高約6,600億円),長期間保管して適正に管理する制度であるが,受託者である国の信用力があるからこそ,その機能を果たしている制度である。

供託は,供託原因によって, 弁済供託(債務者が弁済の目的物を供託することによって債務を免れることを目的とする供託), 保証(担保)供託(営業保証供託や裁判上の保証供託,税法上の保証供託など債務者に生ずる損害賠償債務を担保するための供託), 執行供託(民事執行手続において,その執行の目的物を執行機関又は執行当事者が供託所に供託して,目的物の管理と執行当事者への交付を供託手続により行う供託), 没取供託(選挙供託など没取の目的物の供託), 保管供託(他人の物を直ちに処分できない場合に保管のためにする供託)に大別することができる。これらの供託を義務づけあるいは供託を許容する根拠法令は約260にも上っているが,供託事務は,全国的に統一されたルールに従って処理すべき事務であり,これらの法令に基づき,国自らがその実現を担う必要のある民事行政事務である。

供託事務は,供託申請が受理されることにより,債務の弁済,裁判上の保証,営業上の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり,債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として,私人間の取引や各種事業者の経済活動,あるいは,裁判・

執行手続や税の徴収手続,選挙手続等,国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用されているところであり,単なる定型業務ではなく,司法に準ずる権限の行使としての要素が大きいものである。

供託制度は,法律秩序の維持,安定を期するという公益上の目的から,国家の後見的役割を果たすため,国家機関である供託官に供託事務を取り扱わせることとされているものであり,供託の受理・不受理(却下)又は供託物の払渡請求の認可・不認可(却下)等の供託官の行為は,独立の行政機関の公権力の行使としてされる行政処分である。このため,供託事務は,厳正・公平・中立に行われる必要があり,国が自ら主体となって全国統一的に直接実施する必要がある。

2 供託事務は,国が企画立案から管理執行までを一貫して担うべき事務である。

供託事務は,国民の経済活動等の重要な基盤となる権利関係を確定し,これを保全する事務と して,経済活動や執行手続等の基礎をなしているため,国の重要な政策課題の実現に当たって, その企画立案部門と連携を保ちながら、制度を改正し、あるいは運用することが求められる。例 えば,民事執行法・民事保全法の制定などの手続法の改正や,倒産関係法制の改正などに伴い, 供託手続も大きな改正がされてきている。したがって,供託を基礎とする重要な政策の企画立案 に当たっては、このような政策の実施の観点から供託手続の改正を企画立案する必要があり、ま た、供託制度を利用する実体法の制度を企画立案する場合にも常に供託制度の適正な運営を踏ま えなければならない。このため、企画立案に当たる法務省民事局が執行に当たる法務局の現場と のフィードバックを通じて法令の改正を行い、また、通達等の運用指針を示す形で行われている。 このように ,政策の企画立案とその実施との間における一体となった行政活動を維持することが できる組織体制が不可欠であり、これまでも、公職選挙法の改正やプリペイドカード法の制定な ど、国民の選挙権等の円滑な行使にかかわる制度や国民経済の発展の基礎となる新たな制度の創 設に関連して供託制度の創設が次々と行われており,さらに,振替国債のような新たな電子的な 有価証券形態の現出に対応した供託制度を創設し ,運用してきたところであるが ,さらに ,今後 行われる構造改革に伴う重要な政策課題を円滑に実施していくためにも,企画立案と実施の一層 緊密な連携が必要となる。

3 供託官を養成するためには,法務局及び地方法務局が所掌する登記,戸籍,国籍,供託,訟務,人権擁護等の民事法務行政として一体的に遂行されている事務に法務事務官を従事させ,実務経験を積ませることにより民事基本法をはじめとする法律知識を修得させるとともに,民事法務行政全般にわたる事務処理能力を涵養することが必要不可欠であるから,供託官を補助する職員もまた,これらの法律知識及び実務経験を有する国家公務員たる法務事務官である必要がある。

法務局及び地方法務局では、登記を軸としながら、他の戸籍・国籍・供託、訟務、人権擁護な

ど民事法務に関する総合的な知識経験を有する職員を養成しつつ,組織管理及び人事管理が行われており,このような幅広い法律的知識を有する職員が法律に基づき正確かつ公正に国民の権利保全のための事務に当たることにより,国民の期待と信頼に応える組織体制を築いている。

このため,供託官を補助する職員を国家公務員以外の者とした場合には,組織の弱体化を招き, その運営も非効率となるばかりでなく,供託行政に対する国民の高い信頼を損なうおそれがある。

4 供託官を補助する職員の行う事務は、供託官の権限と責任の下に行われる事務であり、供託官が行う行政処分と不可分一体の事務であるから、これを切り分け、一部を国家公務員以外の者に行わせることはできない。

(1) 供託申請及び供託物払渡請求等の受付

供託申請及び供託物払渡請求の受付は,供託者又は供託物の払渡しを受けようとする者から申請書又は請求書及び法定の書面の提出又は提示を受けるものであるが,通常はそのまま審査事務を引き続き行うことから,受付のみを切り分けることは困難である。

また,直接金銭の受入れを行っている供託所(=現金取扱庁)においては,受付と同時に供託金の受入れを行っており,金銭の授受及び金額の確認等を行う必要がある。

なお,受付の段階で取戻請求と還付請求とが競合する場合があり,また,払渡請求権に対する譲渡通知や質入通知を受け,又は差押命令等が送達される場合があるが,それらの供託所への到達の先後関係によって権利の帰属に影響を与えることから,受付に当たっては迅速かつ正確な事務処理が求められる。

したがって,受付事務は,国家公務員を充てて行うべき事務である。

(2) 供託書及び供託払渡請求書等の調査事務

供託書及び供託払渡請求書等の調査事務は、供託書又は供託物払渡請求書及び添付書類、提示書類をもとに、申請又は請求が適法・有効であるか否かといった供託官が行う行政処分の前提となる審査事務を第一次的に行うものである。その範囲は、供託書又は請求書が所定の様式に従って作成され、必要な資格証明書、委任状等の添付又は提示がされているか否かだけではなく、供託の受入れの場合には、供託書に記載された供託原因事実及び供託根拠条文の規定からみて、申請に係る供託が実体法上の要件を具備した有効なものか否かを調査し、当該供託を受理すべきかどうかを第一次的に審査するものである。また、供託物の払渡しの場合には、払渡請求書等の記載から、払渡請求者が実体法上供託物の還付又は取戻しを受ける権利を有するか否かの判断に及び、還付請求権の譲渡、差押えその他の処分の制限、消滅時効の完成等還付請求を妨げる事由の有無を調査し、当該還付請求又は取戻請求を認可すべきか否かを第一次的に審査するものである。また、申請又は請求し瑕疵があって補正できる場合には、申請人又は請求者への補正の告知を行っている。

したがって、調査事務は、国家公務員を充てて行うべき事務である。

(3) 供託元帳,現金出納簿等への記載

供託所における供託物の管理・保管事務は会計法規に従うものとされ,歳入歳出外現金の 出納及び政府振出小切手を扱うこと並びに供託有価証券を扱うことから,供託官は歳入歳出 外現金出納官吏及び保管物取扱主任官を兼ねることとされている。このため,供託所には多 数の法定帳簿等を備え付けることとされており,供託官を補助する職員は,電子化された供 託事務特有の法定帳簿である金銭供託元帳,有価証券供託元帳,振替国債供託元帳並びに現 金出納簿,供託有価証券受払日計簿,供託振替国債受払日計簿への所要事項の記載やそのほ かの必要帳簿である譲渡通知書等つづり込み帳,小切手用紙検査簿,保管金払込書原符つづ り込み帳,保管金等領収証書つづり込み帳,供託書添付書類つづり込み帳,払渡請求書類つ づり込み帳,支払委託書類つづり込み帳,多数の帳簿への必要事項の記載及び編綴事務等 を担当している。

したがって,これらの事務を行う職員は,供託法規及び会計法規に関する知識が必要不可欠であって,それらの諸手続を正確に履行する義務を負うものであるから,国家公務員を充てる必要がある。

5 供託官だけが単独で,法定された供託事務手続のすべてを行うことは困難であるから,供託官を補助する職員を配置する必要があるが,供託事務の性質上,供託官を補助する職員もまた,法律知識を有する国家公務員たる法務事務官である必要がある。

供託官には,法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する 法務事務官のうちから法務局長又は地方法務局長の指定した者がなるとされており,法務局及び 地方法務局の本局においては供託課長が,支局においては支局長又は課制のある支局の総務課長 が,供託事務を取り扱う出張所においては出張所長(統括登記官)が,それぞれ供託官に任命さ れてそれぞれの供託所の事務をつかさどっている。

これは、供託事務は、一般の行政事務と異なって政策的裁量を許さず、法令の規定のみによって厳正、公平、中立に執行されるべき事務であるから、独立の権限を有する職員を法律専門家の中から任命してその事務の責任者として行わせることとしたものである。また、供託事務においては、供託物としての現金の出納保管、保管金又は政府保管有価証券の日本銀行に対する払込み又は寄託を行う必要があることから、供託官は供託物の管理・保管・出納に係る会計事務をつかさどる者として正確な会計処理が求められており、歳入歳出外現金出納官吏及び保管物取扱主任官に任命され、会計法規に則った正確な事務処理を行っているところである。

しかしながら,行政庁である供託官だけが単独で,大量の供託事件を自らすべて審査し処理することは困難であり,かつ,法定された供託事務手続及び会計処理手続のすべてを自ら行うことは困難であって,また,事務処理上も効率的ではないことから,法務事務官である係長や供託専門職などの供託官を補助する職員を配置して,供託官が行う行政処分の前提となる一次的な審査事務のほか,法定された事務手続を担当させることにより,組織的かつ効率的な事務処理を行っているものである。

このため、供託官を補助する職員には、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法などの基本法は

もちろんのこと,約260にも及ぶ広範な供託根拠法令についての法的知識が求められるほか,供託法規,予算決算及び会計令等の会計法規に関する知識も求められるのである。

なお,供託官を補助する職員は,供託官が出張等で一時的にその職務を行うことができない場合に,法務局長又は地方法務局長から供託官の職務代行者として指定を受けているものである。 したがって,供託官を補助する職員もまた,法律知識を有する国家公務員たる法務事務官である必要がある。

6 供託事務は,債権債務関係を確定させるといった重要な事務であり,違法な供託申請の受理,払渡請求の認可,又は適式な供託申請,払渡請求を却下することは許されない事務であるから,供託官にはより慎重で正確な法的判断が要求される。思い込み,勘違い,見落としなどによる過誤や法令の解釈適用に関する過誤を生じさせないためには複数の職員によるダブルチェックが必要不可欠である。また,現金や有価証券を扱う事務であるため,亡失事故や不正事件を防止するためにも複数の職員による相互牽制が必要不可欠である。

供託の効力は多様であるが、供託の種類に応じて大別した場合には、次のような効力を有している。まず、弁済供託にあっては、供託が受理されることにより、供託者は債務を免れることができる。営業保証供託にあっては、供託が受理されてはじめて、事業者が営業を開始することができるとされている。訴訟上の担保供託にあっては、供託が受理されてはじめて、訴訟手続が進行するものとされている。執行供託にあっては、裁判所における執行手続の一環として、執行の目的物の保管と併せて執行当事者に対する目的物の交付(配当)を行うものである。選挙供託にあっては、供託が受理されてはじめて、立候補の届出ができるとされている。

このように,供託は重要な事務であり,誤った供託の受理又は払渡しがされることが許されないものである。仮に,誤った供託を受理し,又は払渡しをした供託官に過失があった場合には国家賠償の対象となる。このため,供託官には慎重で正確な法律的判断が求められている。

したがって,供託官による供託の受理決定又は払渡しの認可に際しては,思い込み,勘違い, 見落としなどによる過誤や法令の解釈適用に関する過誤を生じさせないために,法律知識及び実 務経験を有する複数の職員によるダブルチェックが必要不可欠である。

民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる 業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

【現時点における検討結果】

(結論)

供託の相談事務については,民間委託を行う供託所を拡大することについて検討す ら。

(理由)

供託事務のうち相談事務については、その需要を勘案して、大規模な供託所での一部で、供託に関する一般的・定型的な相談について、民間委託を行っているが、民間委託を行う供託所を拡大することについて検討する。

ただし、相談事務のうち、実体法や手続法の解釈に係るもの又は複雑・困難な事案について、供託申請又は払渡請求の受理・却下の判断を事前に示す形で行われている相談については、国家機関である供託官又はその補助職員である国家公務員をもって充てる必要があり、これを民間委託の対象とすることはできない。

一般的・定型的な相談について,仮に,全国の官署についてもれなく民間委託を実施することは,大多数の供託所において費用対効果の面で疑問がある。また,全国の官署においてもれなく民間委託を実施することができた場合の人的節減効果についても,ほとんど生じないと思われる(現在,相談業務の民間委託を実施している供託所は,極めて大規模な供託所であり,その他の大多数の供託所においては,審査事務等に従事する職員が随時対応しているにすぎない。)。

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

【現時点における検討結果】

{(結論)

定員の純減につながるものではないが , 組織のスリム化の観点から , 供託所の配置の 見直しについて検討する。

(理由)

供託所は,法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は法務大臣が指定するこれらの出張所が供託事務を取り扱うとされているところ,平成18年3月20日現在,法務局の本局8,地方法務局の本局42,支局286,出張所8の合計344庁で事務を取り扱っている。

しかしながら、供託事務に専ら従事している職員は、本局を中心に271名しかおらず、支局及び出張所のほとんどでは、供託官に指定されている者であっても、他の戸籍・国籍事務や人権擁護事務などを兼務しながら供託事務を遂行しているにすぎない状況にあり、供託官を補助する職員もまた、他の戸籍・国籍事務や人権擁護事務などを兼務しながら供託事務に従事しているところである。

このため,供託所の配置を見直したとしても,それがそのまま定員の削減につながるものではないが,組織の減量及び事務の効率化の観点から,登記所の適正配置の実施に合わせて供託所の配置の見直しを行うこととしたいと考えている。